

「EU 競争法の公共サービスに対する適用と EU - 加盟国間の権限関係」

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 青柳由香

本報告は、報告者の博士論文に加筆修正をして公表した『EU 競争法の公共サービスに対する適用とその限界』（日本評論社、2013年）に基づくものである。

報告は以下の3点を目的として行った。第1に、公共サービスに対する競争法において非経済的価値を考慮することが重要となる場面を示すことである。伝統的に強い規制の枠組みの中でしばしば独占的な権限を付与された公企業ないし私企業が公共サービスを提供してきた。しかし、世界的な潮流ともなっている公共サービス分野における規制緩和を受け、同分野は市場化しており、それゆえ競争法の適用が求められる。しかし他方で、公共サービスの経済・国民生活における重要性に鑑み、競争制限的な措置が必要にもなる。その際にどのような考慮がなされるべきかを考察するのが報告者の問題意識である旨を、研究会参加者と共有できたと考える。

第2に、EU 機能条約 106 条全体の概観を紹介しつつ、特に 106 条 2 項の機能を説明することである。106 条は 1 項で加盟国が競争法等の条約規定に反するような措置をとることを禁止する一方、2 項で公共サービス事業（条文では一般的経済利益を有するサービス、**services of general economic interest**）については例外的にそのような措置が容認されうる条件を規定している。この 2 項の規定により、加盟国の取った競争制限的な措置が競争法から免れることができる。換言すれば、この 2 項の条件に合致する限り、加盟国は競争制限的な措置を取ることが許されるのである。この規定は、競争制限を規制するという EU の利益と、競争制限的な措置を通じて公共サービスを提供するという加盟国の利益との間のバランスを取るという機能を有しているのである。

そして、106 条 2 項に関する裁判例を通じて、公共サービス事業にかかる規制権限について、EU と加盟国との間に緊張関係があることを説明すること、および一応 EU 競争法による規律の対象とはなっているが、106 条 2 項の下で加盟国の措置がかなり尊重されている状況にあるようであることを示すことが最後の目的であった。

質疑応答の場面では、とりわけ政治学・社会学を専門とする参加者らから、第3の点について自らの専門の立場からそのような結論に至ることはおおいにありうる、との立場表明を多様な角度から受けることができた。この点は、これまでの法学者に対して行ったことのある報告ではあまり関心を持たれることがなく、意見を受けることがなかったので、報告者の検討が大きく外れていることがないという確信を得ることができ、大変有用であった。また、EU 法における補完性の原則に関する基礎的な理解について、報告者の理解が不十分であるとの指摘をうけた。この点は今後の研究に反映させたい。

以上